

□現在の使用料減免後の使用料（冷暖房料のみ）（円）

中央公民館	9－13	13－17	17－21	9－17	13－21	9－21
第1講義室	220	280	320	460	540	700
第2講義室	220	280	320	460	540	700
第3講義室	220	280	320	460	540	700
第4講義室	220	280	320	460	540	700
第5講義室	160	220	260	360	440	540
第6講義室	160	220	260	360	440	540
第7講義室	160	220	260	360	440	540
第8講義室	160	220	260	360	440	540
第9講義室	160	220	260	360	440	540
第10講義室	160	220	260	360	440	540
	9－13	13－17	17－21	9－17	13－21	9－21
第1和室	280	380	480	600	780	960
第2和室	220	280	320	460	540	700
第3和室	220	280	320	460	540	700
	9－13	13－17	17－21	9－17	13－21	9－21
調理室	220	280	320	460	540	700
工作室	220	280	320	460	540	700
音楽室	160	220	260	360	440	540
講師控室	100	160	200	240	340	400

金透分室	9－13	13－17	17－21	9－17	13－21	9－21
会議室	180	240	300	380	500	620
堤下分室	9－13	13－17	17－21	9－17	13－21	9－21
第1会議室	60	100	120	160	200	240
第2会議室	60	100	120	160	200	240
第3会議室	80	120	140	180	240	300
針生分館	9－13	13－17	17－21	9－17	13－21	9－21
集会室	60	60	80	120	140	180
和室						
研修室						
実習室						

多目的ホール	9－13	13－17	17－21	9－17	13－21	9－21
多目的ホール	減免対象外					

※現行、冷暖房料20％加算・入場料等加算あり

公会堂	9－13	13－17	17－21	9－17	13－21	9－21
公会堂	520	1,140	1,020	1,500	1,960	2,240

※現行、冷暖房料20％加算



◆令和9年4月からの減免後の使用料（50％減免）（円）

中央公民館	9－13	13－17	17－21	9－17	13－21	9－21
第1講義室	900	900	900	1,800	1,800	2,700
第2講義室	850	850	850	1,700	1,700	2,550
第3講義室	850	850	850	1,700	1,700	2,550
第4講義室	850	850	850	1,700	1,700	2,550
第5講義室	600	600	600	1,200	1,200	1,800
第6講義室	600	600	600	1,200	1,200	1,800
第7講義室	500	500	500	1,000	1,000	1,500
第8講義室	600	600	600	1,200	1,200	1,800
第9講義室	600	600	600	1,200	1,200	1,800
第10講義室	500	500	500	1,000	1,000	1,500
	9－13	13－17	17－21	9－17	13－21	9－21
第1和室	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
第2和室	850	850	850	1,700	1,700	2,550
第3和室	850	850	850	1,700	1,700	2,550
	9－13	13－17	17－21	9－17	13－21	9－21
調理室	850	850	850	1,700	1,700	2,550
工作室	750	750	750	1,500	1,500	2,250
音楽室	600	600	600	1,200	1,200	1,800
講師控室	400	400	400	800	800	1,200

金透分室	9－13	13－17	17－21	9－17	13－21	9－21
会議室	800	800	800	1,600	1,600	2,400
堤下分室	9－13	13－17	17－21	9－17	13－21	9－21
第1会議室	100	100	100	200	200	300
第2会議室	100	100	100	200	200	300
第3会議室	450	450	450	900	900	1,350
針生分館	9－13	13－17	17－21	9－17	13－21	9－21
集会室	350	350	350	700	700	1,050
和室	100	100	100	200	200	300
研修室	100	100	100	200	200	300
実習室	50	50	50	100	100	150

多目的ホール	9－13	13－17	17－21	9－17	13－21	9－21
多目的ホール	減免対象外			減免対象外		

※現行同様、冷暖房料20％加算・入場料等加算あり

公会堂	9－13	13－17	17－21	9－17	13－21	9－21
公会堂	2,400	2,400	2,400	4,800	4,800	7,200

※現行同様、冷暖房料20％加算あり

※R9.4～入場料等の加算あり



「郡山市立公民館の免除基準見直し（案）」について

2026年8月5日/18日
教育総務部生涯学習課

1 公民館

公民館は、社会教育法に基づき、住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に市町村が設置

2 公民館の事業

- ・定期講座や講習会等の実施
- ・図書や地域の記録を備え利用を図る
- ・体育、レクリエーション等の集会の開催
- ・施設を住民の集会その他の公共的利用に供する（貸館）

3 郡山市の公民館

- ・中央公民館 1 館
- ・地区公民館 14 館（各行政センター管内に設置）
- ・分館 51 館
- ・地域公民館 26 館（各小学校区に設置）
- ・分室 7 館

4 免除基準

郡山市公民館条例及び同条例施行規則に基づき、免除基準を設け運用

区 分	現 行	見直し（案）
一般団体	有料（免除なし）	有料（免除なし）
国・県の機関、学校法人など	50％免除	50％免除
サークル活動、交流・学習活動団体（社会教育団体）	100％免除	50％免除
公益的活動団体（町内会、地区社会福祉協議会、地区保健委員会など）	100％免除	75％免除

